

日影規制（建築基準法第56条の2・大阪府建築基準法施行条例第69条）

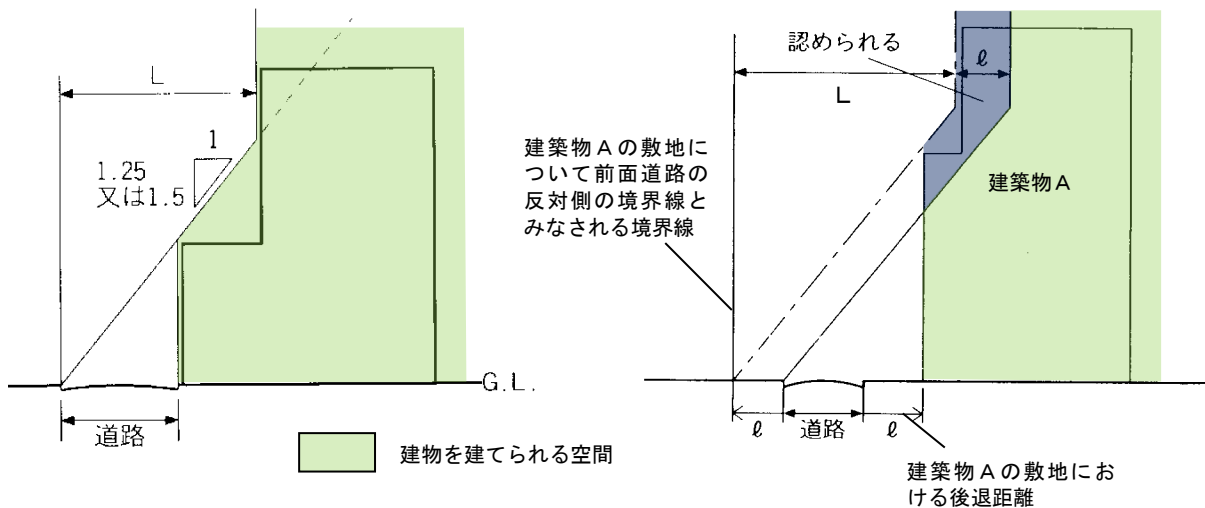
用途地域	容積率	建築基準法別表第4(に)欄の号の区分	測定面 (平均地盤面からの高さ)	規制日影時間	
				5m<敷地境界線からの水平距離≤10m	敷地境界線からの水平距離>10m
第1種住居 第2種住居 準住居	200%	(2)	4m	5時間	3時間
第1種中高層 第2種中高層				4時間	2.5時間

※注意※

- 対象建築物は高さが**10mを超える建築物**とする。(法別表第4)
- **容積率300%以上**の地域は日影規制の**対象外**とする。(府条例第69条)
- 当該建築物で生じる日影は、各区域の規制時間を適用する。(法第56条の2第4項、第5項)

道路斜線制限（建築基準法第56条第1項第1号）

用途地域	容積率	適用距離 (L)	数値
第1種住居 第2種住居 準住居	200%	20m	1.25
	200%超 300%以下	25m	
	300%超 400%以下	30m	
近隣商業 商業	400%以下	20m	1.5
準工業 工業	200%	20m	1.5
	200%超 300%以下	25m	



隣地斜線制限（建築基準法第56条第1項2号）

用途地域	数値	適用範囲
第1種住居 第2種住居 準住居 第1種中高層 第2種中高層	1.25	高さ20mを超える部分

用途地域	数値	適用範囲
近隣商業 準工業 商業 工業	2.5	高さ31mを超える部分

高さの制限

